

## 公益社団法人浦安市シルバー人材センター入退会に関する規程

### (目的)

第1条 公益社団法人浦安市シルバー人材センター入退会に関する規程は、公益社団法人浦安市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第6条（入会）及び第8条（任意退会）に関して、正会員、特別会員及び賛助会員（以下「正会員等」という）のその手続き等について定めるものとする。

### (入会説明会)

第2条 公益社団法人浦安市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、正会員として入会を希望する市民に対して入会説明会（以下「説明会」という。）を開催するものとする。

2 なお、説明会の開催日程及び場所等については、会長と協議の上、事務局長が決定するものとする。

### (センターへの入会)

第3条 センター正会員入会希望者は、説明会に参加しセンターの設立趣旨等を理解した上、個別に面接を受けるとともに、定款第6条により入会申込書（第1号様式）、会員誓約書（第2号様式）を提出するとともに、定款第7条により会費を納入しなければならない。

2 特別会員として入会しようとする者は、定款第6条により特別会員入会申込書（第4号様式）を提出するとともに、定款第7条により会費を納入しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとするものは、定款第6条により賛助会員入会申込書（第5号様式）を提出するとともに、定款第7条により会費を納入しなければならない。

### (センターからの退会)

第4条 正会員等が退会する場合は、定款第8条により退会届（第3号様式）により届けなければならない。

2 削除

### (会員資格の始期と終期)

第5条 正会員等としての資格の始期及び終期は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 会員資格の始期については、会長の承認を得た時をもって会員資格の始期とする。ただし、3月に会長の承認を得た者については、次年度の4月1日をもって会員資格の始期とする。
- 3 会員資格の終期については、提出された退会届（第3号様式）の受領時をもって会員資格の終期とする。

（退会後の再度の入会）

第6条 退会した正会員が、同一年度内に再度正会員として入会を希望する場合は、説明会を省略することができる。

- 2 前項に定める再度の入会時には、会員誓約書（第2号様式）の提出及び面接を行うものとする。
- 3 会費は再度徴収する。
- 4 同一年度内での再度の入会の場合は、経歴事項等は従前のものを使用するものとする。
- 5 退会后、退会前と異なる種別の会員として入会を希望するものは、その希望する会員の種別に応じ、第3条に定める手続きを経るものとする。

附 則

この規程は、社団法人浦安市シルバー人材センター入退会に関する内規を改正し、平成18年10月1日より施行する。

附 則（平成22年2月24日規程第1号）

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規程第5号）

この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和2年12月23日規程第3号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日規程第１号）  
この規程は、令和４年４月１日から施行する。